

## 総務企画局行財政改革推進本部設置要綱

### (設 置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱（14川総行革第6号）第7条第1項の規定に基づき、総務企画局行財政改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 局推進本部は、局の行財政改革に係る事項について、検討し、及び実施し、並びに実施項目の進行管理を行う。

### (組 織)

第3条 局推進本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織し、別表に掲げる職の者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第4条 局推進本部は、本部長が召集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

### (庶 務)

第5条 局推進本部の庶務は、総務企画局総務部庶務課庶務係において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

(要綱の廃止)

2 従前の総務局行財政改革推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

名称	補職名
本部長	総務企画局長
副本部長	総務部長
本部員	秘書部長
	シティプロモーション推進室長
	都市政策部長
	東京事務所長
	公共施設総合調整室長
	コンプライアンス推進・行政情報管理部長
	デジタル化施策推進室長
	人事部長
	行政改革マネジメント推進室長
	総務部庶務課長